

重要事項説明書

通所リハビリテーション
介護予防通所リハビリテーション

医療法人社団 誠道会

デイケアセンターみつばち

「通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション」 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(岐阜県指定 第21B0500018号)

利用契約後、事業所から契約者（利用者）に対して通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションサービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 経営法人

法人名	医療法人社団誠道会
法人所在地	岐阜県各務原市鵜沼山崎町6-8-2
電話番号	058-384-8485
代表者氏名	理事長 磯野 倫夫
設立年月	平成8年12月

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション
事業所の名称	デイケアセンター みつばち
事業所の所在地	岐阜県各務原市鵜沼山崎町6-8-2
電話番号	058-384-8399
管理者氏名	磯野 倫夫
運営方針	1. 在宅で要介護状態及び要支援状態となった場合に、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。 2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境などに応じて、利用者の選択に基づき、適切にサービスを提供します。 3. サービス提供にあたり、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供します。

3. 事業実施地域及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（但し、1月1日～1月3日を除く）※祝日は営業します
営業時間	8:00～17:00（内、サービス提供時間は9:00～16:00）
利用定員	40名
通常の事業実施地域	各務原市 坂祝町 犬山市の一部（地域包括支援センター圏域における犬山北地区、犬山南地区）

4. 職員の体制

職種	員数（兼務を含む）
管理者	1 名
理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士	2 名以上
看護師、准看護師若しくは介護職員	5 名以上

5. 当事業所が提供するサービスの概要

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

送迎サービス	○ 施設の専用車両（車椅子のまま昇降できます）にて自宅まで送迎いたします。 ※道路交通法第 71 条の 3 第 2 項に規定する「着座ベルト装着」、その他法令に定められ、また事業者の指示・指導する乗車方法に従わない場合は、送迎サービスは、受けられません。
健康状態の確認	○ 体温、血圧、脈拍を測定し、その日の体調をうかがいます。 ○ 適宜体重測定を行います。
連絡調整及び相談援助	○ 利用者及びご家族からの相談をお受けします。 - また、必要な助言、援助を行います。 ○ 担当の介護支援専門員や他事業所への情報提供及び調整を行い、よりよいサービス提供に努めます。
リハビリテーション	○ 個々の身体状況及び目標に合わせて、歩行訓練や身体を使った体操、マシンを用いた筋力トレーニング等を提供します。 ○ 定期的にリハビリテーション会議を開催し、リハビリテーション計画の見直しを行います。 ※リハビリテーション会議にはパソコンやタブレット端末などの ICT 機器を用いる場合があります。
食事	○ 身体状況、嚥下状況に応じて、普通食、刻み食、ミキサー食等を提供します。 ○ その他、嗜好による希望や治療食についても相談に応じます。 - 但し、設備や稼動状況等によりお断りする場合がございます。 ○ 食事前とおやつ前には口腔機能向上のための体操を行い、必要に応じて食後の口腔ケアを提供します。
入浴	○ 大浴槽と機械浴槽での介助入浴があります。車椅子の方でも安心して入浴いただけます。 ○ 必要により、衣類の着脱、洗身、洗髪、髭剃り等の援助を行います。 ○ 体調を考慮し、入浴方法の変更や、入浴を中止する事がありますので、ご了承下さい。 ○ 入浴の際は、安全を確保するため、事業者が示す介助方法や機械浴槽でのシートベルト着用など決められた事項を守ることが必要です。これら指示・指導事項を守られない場合は、同サービスを受けることはできません。

※毎回、ご利用中の様子やサービス提供状況を書面にて報告いたします。

6. 利用料金

別紙「利用料金表」に定めるとおりになります。

ご利用のキャンセルにつきましては、利用予定日当日の午前 8 時 00 分までにご連絡がない場合は「食事キャンセル料」を徴収させていただきます。(短時間利用の方は該当しません)

7. 利用料金の支払方法

利用料金は、1 ヶ月ごとに計算し、ご利用月の翌 15 日までに利用明細書をお届けします。請求月の 23 日までに以下の方法でお支払いいただきます。

口座引き落とし (毎月 23 日)・・・引き落とし口座をご用意いただきます。
(金融機関は問いません)

※手続きの都合で、自動引き落としができない場合は、一時的に別の支払方法を協議させていただきます。

8. サービス提供記録等の閲覧について

利用者及びその家族は、サービス提供記録、事業計画等を閲覧することができます。
ご希望される場合は、事業所までお申し出下さい。

9. 苦情の受付について

○当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口	担 当 者 荒引 真由美 電話番号 058-384-2101 F A X 058-384-2102
苦情解決責任者	唐沢 譲
受付時間	営業日の 9:00～17:00

○行政機関その他苦情受付機関

各務原市役所 高齢介護課	所 在 地 各務原市那加桜町 1 丁目 69 番地 電話番号 058-383-1111 (代表)
坂祝町役場 福祉課介護保険係	所 在 地 加茂郡坂祝町取組 46-18 電話番号 0574-26-7111 (代表)
犬山市役所 長寿社会課介護保険担当	所 在 地 犬山市大字犬山字東畑 36 番地 電話番号 0568-61-1800 (代表)

国民健康保険団体連合会	【岐阜県】 介護・障害課 苦情相談係 所 在 地 岐阜市下奈良2-2-1 電話番号 058-275-9826 F A X 058-275-7635
	【愛知県】 介護福祉課苦情調査係 所 在 地 愛知県名古屋市東区泉一丁目6番5号 電話番号 052-971-4165 F A X 052-962-8870

10. 利用に際しての留意事項

当事業所のご利用にあたって、快適性、安全性を確保するため、以下の事項をお守り下さい。

サービスの変更・追加	○ 利用日や回数は居宅サービス計画書（ケアプラン）に基づいて提供していますが、変更・追加をご希望の場合は利用予定日の前日までに事業所まで申し出てください。但し、利用の変更・追加に対して、稼動状況によりお断りする場合がございます。
サービスの中止	○ 体調不良等で利用を中止する場合は、8：00までに事業所にご連絡下さい。 ※8：00までに連絡がない場合は、食事キャンセル料500円を徴収いたします。
送迎時の対応	○ 送迎の時間は、交通事情等により、お伝えした予定時刻と差異が生じる場合がございます。 ○ お迎え到着時に、ご利用者の出発準備ができていない場合、次の利用者をお迎えに行った後に再度お伺いする場合があります。 ○ 原則として、お一人で戸締りや火元の管理等が出来る方を除き、ご利用者の送り出し及びお出迎えをお願い致します。事情により、送り出し及びお出迎えが出来ない場合は、事前に事業所宛にご相談下さい。但し、送り出し及びお出迎えのない送迎の実施において、火元や戸締りの不備等、当事業所が緊急且つ必要と認めた場合は、送迎担当職員がご自宅内に立ち入り、安全の確認が出来るものとしします。 ※緊急時の対応基準であり、送迎毎のご自宅の安全を保障するものではありません。
送迎にかかる基本事項	○ 事業者が行う送迎は、当事業所の所定のサービスを提供するために実施する利用者全般への巡回送迎であり、利用者各個の都合による個別送迎に応じるものではありません。 通常に通所サービスの時間帯（9：00～16：00）において、次のような場合には、原則として送迎対応をいたしませんので利用者方で対応する必要があります。 ・利用者、代理人(家族)の都合によるお迎え、早退 ・急な発熱など体調変化
天災等の場合	○ 天災（大雪・台風等）のため、休業又はサービス提供時間の短縮をする場合がございますので予めご了承下さい。
貴重品の管理	○ 貴重品はできるだけお持ちにならないよう、お願いします。万一紛失されても事業所では責任を負いかねますので、ご了承下さい。

個人情報情報の漏洩、セクシャルハラスメント、その他迷惑行為の禁止	○ 『個人情報保護に関する法律』『雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律』『岐阜県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例』等法令に違反する ・ 職員、利用者の個人情報（住所、電話番号その他）を関係のない第三者に漏らすこと ・ 職員、利用者に対するハラスメント行為（セクハラ・パワハラなど） ・ 職員、利用者に対する盗撮、付きまとい、面会要求、著しく粗野又は乱暴な言動、名誉を害したり、性的羞恥心を害する事項の知等の行為、またはこれに類する行為をすること。 など法令に反する行為、あるいはそれに類する行為があったときまたはその恐れが認められる場合は、本契約を解除します。
施設・設備の使用上の注意	○ 共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。 ○ 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。 ○ 当事業所の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
喫煙	○ 敷地内での喫煙は一切お断りいたします。 ※『健康増進法』により、病院や行政機関、学校などは原則敷地内禁煙となっています。
無断撮影・録音の禁止	○ 当法人は、利用者や職員のプライバシーの保護に努めています。 ○ 当法人では、施設、事業所等における個人的な撮影等に関して取扱要領を定め、特別な許可がある場合を除き、施設内風景・人物等の写真や動画撮影・録音、並びにLINE、Facebook、InstagramなどのSNS（Social Networking Service）を使用したインターネットによる投稿、紙面への掲載を固くお断りしています。

11. 守秘義務に関する事項

利用者及びそのご家族に関する情報について、適正に管理します。

当法人は、職員に対し職員である期間及び職員でなくなった後においても、正当な理由なく業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持すべき旨を指導するものとし、雇用契約の内容とします。

続柄：

個人情報（利用者情報）の取り扱いについて

「医療法人社団 誠道会」（以下「当法人」という。）では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する理念の下、お預かりしている個人情報（利用者情報）についての規定を設け、以下のとおり取り扱います。

※利用者情報とは、個人名、住所、その他の記述等により利用者本人を識別できる利用者及びその家族に関する情報であり、他の情報との照合により容易に利用者本人を識別できるものを含みます。

●収集の目的

当法人が運営する医療・介護サービス事業所において、適切な医療又は介護サービスの提供を行う為に、利用者情報を収集します。

利用者情報を提供いただけない場合は、その後の連絡及びサービス提供等に影響する事があります。

●収集目的の範囲外の利用及び提供の場合の措置

前項で示した収集目的の範囲外での情報の利用及び提供をする場合は、事前に通知し、その同意を得た上で行います。

●安全確保について

お預かりした利用者情報は当法人が適正且つ厳重に管理します。

また、利用者情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏洩など、利用者情報に関するリスクに対し合理的な安全策を講じます。

●情報主体からの要求

お預かりした利用者情報の開示・訂正・削除・利用の停止等の申し出があった場合は、利用者本人またはその代理人に確認のうえ、合理的な方法で速やかに対処いたします。

但し、生命の安全に関するなど、適切な医療・福祉サービスの提供に影響を及ぼすと当法人が判断をする場合は、この限りではないものとします。

●利用者情報を外部に提供する場合の措置

お預かりした利用者情報を外部（行政〔市役所・警察・消防等〕、他の医療・福祉機関等）に提供する場合は、情報の保護水準を十分に満たしているものを選定します。

私は、「個人情報（利用者情報）の取り扱いについて」を理解し、情報提供の必要が生じた場合には、利用者及びその家族に関する情報を提供することに同意します。

令和 年 月 日

〈利用者〉

（代筆） 氏 名： _____ 印 _____

（利用者に契約、署名が困難と判断される場合は、利用者欄を代筆・押印し、代筆欄に丸を付けてください）

〈家族の代表〉

氏 名： _____ 印 _____

続 柄： _____